

個人住民税（町県民税）の公的年金等からの特別徴収制度について

「個人住民税（町県民税）の公的年金等からの特別徴収制度」とは、日本年金機構等の年金保険者が、納税義務者の代わりに、個人住民税（町県民税）を公的年金等から特別徴収（天引き）して納める制度です。

この制度は納税方法の変更であり、これにより新たな税の負担が生じるものではありません。

対象者

当該年度の4月1日現在で老齢等年金給付（公的年金等）を受けている65歳以上（令和6年度の場合は、昭和34年4月2日以前生まれ）の方で、公的年金等に係る雑所得により生ずる個人住民税の納税義務のある人です。

ただし、以下のいずれかの条件に該当する場合は、特別徴収の対象となりません。

- （1）公的年金等から介護保険料の特別徴収がされていない場合
- （2）介護保険料の特別徴収対象たる公的年金等が、遺族年金又は障害年金である場合
- （3）公的年金等の給付額の年額が18万円未満である場合
- （4）当該年度の年金特別徴収税額が、公的年金等の給付額の年額を超える場合
- （5）対象となる公的年金等から、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料又は国民健康保険税を控除（天引き）した後の金額が、住民税額より少ない場合

対象となる公的年金等の種類

「老齢基礎年金」（日本年金機構）のほか、昭和60年以前の制度による「老齢年金」（日本年金機構）又は「退職年金」（各種共済組合）などで、**介護保険料が特別徴収（天引き）されている年金と同じ年金のみから特別徴収**します。そのため、複数の年金を受給されている場合（例：老齢基礎年金＋厚生年金）であっても、必ずしも受給年金額の多い年金から特別徴収されるわけではありません。

実施される時期

前年度において特別徴収されていた方については、原則、今年度も特別徴収が継続されます。

令和6年度より新たに特別徴収の対象となる方（前年途中で中止になり、再開される方を含む。）については、令和6年10月支給分の公的年金等から特別徴収（天引き）を開始します。6月・8月納期限の普通徴収分（個人納付）の納付は、納付書又は口座振替で納めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

徴収の方法

公的年金等に係る雑所得以外に、給与所得や営業所得などがある場合には、次のように年金特別徴収と並行して、普通徴収若しくは給与特別徴収の方法で徴収します。

所得の種類	徴収の方法	
給与所得	給与から特別徴収（天引き）または普通徴収	
公的年金等に係る雑所得	公的年金等から特別徴収	
上記以外の、営業所得、農業所得、不動産所得、個人年金等に係る雑所得など	普通徴収 (個人納付)	口座振替（登録されている場合）
		納付書による納付

特別徴収税額徴収の例

平年の公的年金等に係る雑所得に係る町県民税（年税額）が60,000円の場合

年度	公的年金等に係る雑所得に係る町県民税（年税額）	仮徴収額 (4・6・8月各月分)	本徴収額 (10・12・翌年2月各月分)
令和6	60,000円	10,000円 $(60,000円 \times (1/2)) \div 3$	10,000円 $(60,000円 - 30,000円) \div 3$
令和7	36,000円 (医療費控除等により減少)	10,000円 $(60,000円 \times (1/2)) \div 3$	2,000円 $(36,000円 - 30,000円) \div 3$
令和8	60,000円	6,000円 $(36,000円 \times (1/2)) \div 3$	14,000円 $(60,000円 - 18,000円) \div 3$
令和9	60,000円	10,000円 $(60,000円 \times (1/2)) \div 3$	10,000円 $(60,000円 - 30,000円) \div 3$

〔お問い合わせ先〕周防大島町役場 税務課 課税第1班
TEL : 0820-74-1008